

公

告

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号。以下「ＰＦＩ法」という。）第５条第３項の規定により、田原市給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）に関する実施に関する方針（以下「実施方針」という。）について次のとおり公表する。

平成２２年１０月２９日

田原市長 鈴木 克 幸

田原市給食センター整備運営事業に関する実施に関する方針

田原市は、本事業について民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、財政資金の効率的かつ効果的な活用を図るため、ＰＦＩ法に基づく事業として実施することを予定している。

本実施方針は、ＰＦＩ法に基づく特定事業の選定及び当該事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たって、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成１２年総理府告示第１１号）にのっとり、本事業の実施方針として別添のとおり定めるものである。

田原市給食センター整備運営事業

実施方針

平成２２年１０月２９日

田 原 市

目 次

1. 特定事業の選定に関する事項.....	1
(1) 事業内容に関する事項	1
(2) 特定事業の選定方法等に関する事項	5
2. 事業者の募集及び選定に関する事項	6
(1) 事業者選定の方法	6
(2) 選定の手順及びスケジュール（予定）	6
(3) 応募手続き等	6
(4) 応募者の参加資格要件	8
(5) 提案の審査及び事業者の選定に関する事項	11
(6) 契約に関する基本的な考え方	13
(7) 提案書類の取扱い	14
3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	15
(1) リスク分担の考え方	15
(2) 要求する性能等	15
(3) 事業者の責任の履行の確保に関する事項	15
(4) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項	15
4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	17
(1) 立地に関する事項	17
(2) 施設要件に関する事項	17
(3) 土地に関する事項	17
5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	18
(1) 係争事由に係る基本的な考え方	18
(2) 管轄裁判所の指定	18
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	19
(1) 基本的な考え方	19
(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置	19
(3) 金融機関と市との協議	19
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	20
(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項	20
(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項	20
8. その他特定事業の実施に関し必要な事項	21
(1) 情報公開及び情報提供	21

(2) 議会の議決	21
(3) 応募に伴う費用の負担	21
(4) 問合せ先	21

資料1 事業用地

資料2 リスク分担表

添付書類等

様式1 実施方針に関する説明会参加申込書

様式2 実施方針等に関する質問書

様式3 実施方針等に関する意見書

田原市給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）に関する実施に関する方針（以下「実施方針」という。）では、以下のように用語を定義する。

- 【P F I 法】：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
- 【P F I 事業】：P F I 法に基づく事業をいう。
- 【公共施設等の管理者】：本事業を P F I 事業として民間事業者を実施させようとする公的主体をいう。
- 【事業者】：本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。
- 【応募グループ】：施設の設計、建設、維持管理及び運営の能力を有し、本事業に参加する者で、複数の企業で構成されるグループをいう。
- 【構成員】：応募グループを構成する者で、事業者から直接業務を受託する者をいう。その全てが特別目的会社に必ず出資し、出資は構成員のみとする。
- 【協力会社】：応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。
- 【応募者】：応募グループ及び協力会社をいう。
- 【応募各社】：応募グループの構成員及び協力会社のそれぞれの企業をいう。
- 【資格審査通過者】：参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいう。
- 【審査委員会】：P F I 事業実施に必要な事項の検討及び事業提案書の審査を行う目的で、市が設置する学識経験者等で構成される組織をいう。
- 【優先交渉権者】：審査委員会から優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
- 【特別目的会社】：本事業の実施のみを目的として優先交渉権者により設立される会社をいう。S P C（Special Purpose Company）ともいう。
- 【実施方針等】：実施方針の公表の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、実施方針及び添付書類をいう。
- 【募集要項等】：公募の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、募集要項、要求水準書、事業者選定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案）、様式集等をいう。
- 【事業提案書】：資格審査通過者が募集要項等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書をいう。
- 【学校等】：給食を配送する中学校、小学校、保育園及び幼稚園の総称をいう。
- 【本施設】：本事業で、事業者が事業用地において設計、建設等を行う施設及び設備の全てをいい、本事業における公共施設等として位置づけるものとする。
- 【配膳室等】：給食を受け入れるために学校等に設置される施設及び配送車両の進入路その他受入れに係る施設の総称をいう。本事業において新たに整備・改修されるものも含む。
- 【サービス購入料】：本施設の設計、建設、維持管理及び運営業務（以下「本件整備・運営業務」という。）に係るサービスの対価として市が事業者に対して支払う料金をいい、本施設の設計・建設業務に係る費用（配膳室等の調査設計及び整備・改修業務に係る費用含む。）、開業準備業務に係る費用及び維持管理・運営

業務に係る費用で構成される。

【特許権等】：特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいう。

【市ホームページ】：本事業に関するホームページをいう。ホームページアドレスは、8.（4）に示す。

1. 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

1) 事業名称

田原市給食センター整備運営事業

2) 対象となる公共施設等の種類

学校給食共同調理場

3) 公共施設等の管理者

田原市長 鈴木 克幸

4) 事業目的

田原市（以下「市」という。）では、旧田原町時代の昭和46年から給食センター方式により学校給食を提供してきた。しかし、現在は市町村合併を経て、自校方式とセンター方式とが混在しており、ドライシステムの導入や老朽化した設備の更新及び施設の合理的運営に早急に取り組む必要がある。厳しい財政状況の中、これらの課題を解消するために、民間のノウハウや技術的能力を活用し、事業コストの削減や質の高い公共サービスの提供が期待できるPFI手法による新給食センターを整備していくことを決定した。

市では、現在も野菜はできる限り地元でとれた旬のもの、米についても地元田原産を使い「食の安全」、「地産地消」に積極的に取り組んでいる。このことから、給食の一層の充実を図り、児童生徒に安全・安心で、栄養バランスのとれた、美味しい給食が提供できる給食センターを整備するものである。

さらに、最近のPFI手法を導入して整備した給食センターの事例の中には、ユニークな取り組みがみられる。市においては、これらも参考にしながら、全国有数の農業地域であることや半島特性の強い風、豊富な日照などを利用した自然エネルギー活用、風光明媚な立地条件などの地域資源を活用した施設整備のほか、子どものころから食べ物に興味を持たせる仕組みづくりによる「魅力ある給食センター」を目指すものである。

5) 事業範囲

事業者が、PFI法に基づき、新たに本施設を設計、建設し、本施設の維持管理、運営等を遂行することを事業の範囲とする。

また、具体的な業務内容については、募集要項等において示す。

① 本施設の設計及び建設に関する業務

- ・調査業務
- ・設計業務
- ・事業用地内の既存施設の解体・撤去業務

- ・雨水排水路切回しに係る工事等業務
- ・準備工事業務
- ・建設工事業務
- ・調理設備調達・搬入設置業務
- ・食器食缶等調達業務
- ・施設備品調達業務
- ・工事監理業務
- ・施設所有権移転業務
- ・交付金申請支援業務
- ・上記に伴う各種申請等業務
- ・その他関連業務

② 本施設の開業準備業務（試食会支援業務を含む。）

③ 本施設の維持管理に関する業務

- ・建築物保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・附帯施設保守管理業務（外構等）
- ・調理設備保守管理業務
- ・食器食缶保守管理業務
- ・施設備品保守管理業務
- ・清掃業務
- ・警備業務
- ・上記に伴う各種申請等業務
- ・その他関連業務

④ 本施設の運営に関する業務

- ・献立作成補助業務（市が主催する献立委員会への出席等）
- ・食材検収補助業務
- ・調理業務（炊飯、アレルギー対応食の調理、下処理業務及び配缶業務を含む。）
- ・衛生管理業務
- ・配送・回収業務
- ・洗浄・残滓回収業務
- ・施設備品等調達業務（配送車輛の調達業務及び維持管理業務を含む。）
- ・見学者対応業務
- ・試食会対応業務（受入れを含む。）
- ・バイキング給食支援業務（配膳準備・後片付けの支援業務等）
- ・上記に伴う各種申請等業務
- ・その他関連業務

⑤ その他

- ・配膳室等調査設計業務
- ・配膳室等整備・改修等業務

6) 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、事業者が自らの提案をもとに本施設の設計、建設を行った後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の維持管理及び運営を行う B T O (Build Transfer Operate) 方式により実施することを想定している。

7) 事業期間 (予定)

本事業の事業期間は、平成 2 3 年 1 2 月から平成 4 1 年 3 月までの約 1 7 年 4 か月 (設計・建設期間 2 年 2 か月、開業準備期間 2 か月、維持管理・運営期間 1 5 年) とする。

8) 事業スケジュール (予定)

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| ① 事業契約の締結 | 平成 2 3 年 1 2 月 |
| ② 設計・建設期間 | 平成 2 3 年 1 2 月～平成 2 6 年 1 月 |
| ③ 開業準備期間 | 平成 2 6 年 2 月～3 月 |
| ④ 供用開始 | 平成 2 6 年 4 月 |
| ⑤ 維持管理・運営期間 | 平成 2 6 年 4 月～平成 4 1 年 3 月 (1 5 年) |

9) 事業者の収入に関する事項

① 市が支払うサービス購入料

市は、本件整備・運営業務に関する費用として、事業者の提案を基に金額を決定したサービス購入料を、事業者に支払うものとする。

(ア) 施設整備費に相当する対価

市は、事業者が本事業に要する費用のうち、本施設の設計、建設等の施設整備に要する費用 (配膳室等の調査設計及び整備・改修等に要する費用を含む。) に相当する対価を、市と事業者が締結する事業契約に定めるところに従って支払うものとする。

なお、市は、当該施設整備費用に相当する対価のうち、募集要項等に定める一定額を設計・建設期間終了後速やかに支払い、その残額を維持管理・運営期間中において均等に支払うものとする。

(イ) 維持管理・運営費に相当する対価

市は、事業契約に基づき、本施設が事業者から市に引渡された日から運営開始日までの間 (開業準備期間) に、事業者が実施する本施設の開業準備に要する費用に相当する対価を支払うものとする。また、運営開始日から事業期間終

了日までの間（維持管理・運営期間）に維持管理・運営業務に要する費用に相当する対価を支払うものとする。

なお、維持管理・運営期間中に支払う対価は、固定対価と変動対価に分け、固定対価には、施設・設備の保守管理、清掃、警備及び備品調達並びに提供食数に関係なく生じる調理人件費、光熱水費等が含まれ、変動対価には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等に係る費用が含まれることを想定している。

詳細については、募集要項等において示す。

1 0）事業者の資金調達

本件整備・運営業務において、各構成員及び協力会社への最適ナリスク分担が行われ、かつ長期的に事業の安定遂行が図れるように、事業者は、必要となる資金を調達すること。

資金調達に係る詳細については、募集要項等において示す。

1 1）事業に必要な根拠法令等

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、P F I 法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 1 2 年総理府告示第 1 1 号。以下「基本方針」という。）のほか、学校給食法、建築基準法をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

1 2）市が実施する業務

① 本施設等の設計及び建設に関する業務

- ・事業用地の地質調査・測量・分筆・登記業務（募集要項等公表前に実施）
- ・既設給食センターの解体・撤去業務

② 本施設等の維持管理に関する業務

- ・大規模修繕業務

③ 本施設等の運営に関する業務

- ・献立作成業務
- ・食材調達業務
- ・食材検収業務
- ・配膳業務
- ・廃棄物処理業務
- ・給食費の徴収管理業務
- ・見学者対応支援（必要に応じて）

(2) 特定事業の選定方法等に関する事項

1) 特定事業の選定にあたっての考え方

市は、P F I 法、基本方針及びV F M (Value for Money) に関するガイドラインなどを踏まえ、市自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に本事業が実施されると認められる場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業を特定事業として選定する。

2) 特定事業の選定手順

市は、特定事業の選定にあたり、以下の手順により客観的評価を行う。

① 公共負担の定量的評価

本事業を市自らが実施する場合の公共負担額と P F I で実施する場合の公共負担額を比較することにより定量的に評価する。

② P F I で実施することの定性的評価

本事業を P F I で実施する場合に、公共サービスの水準の向上が確認される等、一連の業務を民間事業者に委ねることにより期待される効果について、定性的な観点から評価する。

③ 上記①、②を踏まえた総合評価

上記の定量的評価及び定性的評価並びに本実施方針等に関する質問、意見及び提案を総合的に勘案し、本事業を P F I で実施することの適否を評価する。

3) 特定事業の選定結果の公表

市は、本事業を特定事業として選定した場合、その判断の結果を評価の内容とあわせて、平成 22 年 12 月（予定）に市ホームページにおいて公表する。なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表する。

2. 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、公募型プロポーザル方式を採用するものとする。

(2) 選定の手順及びスケジュール（予定）

事業者の選定に当たっては、以下の手順及びスケジュールで実施することを予定している。

スケジュール（予定）	内 容
平成22年10月29日	① 実施方針等の公表
平成22年11月11日	② 実施方針等に関する説明会
平成22年11月11日～11月15日	③ 実施方針等に関する質問受付
平成22年11月30日	④ 実施方針等に関する質問回答の公表
平成22年12月	⑤ 特定事業の選定
平成23年1月	⑥ 公募、募集要項等の公表・交付
平成23年1月	⑦ 募集要項等説明会
平成23年1月	⑧ 現地見学会
平成23年2月～3月	⑨ 配膳室の現地確認調査
平成23年2月	⑩ 募集要項等に関する質問受付
平成23年3月	⑪ 募集要項等に関する質問回答の公表
平成23年3月	⑫ 参加表明の受付（資格審査書類の受付）
平成23年3月	⑬ 資格審査結果の通知
平成23年5月	⑭ 事業提案書の受付
平成23年7月	⑮ 優先交渉権者の決定
平成23年11月	⑯ 事業契約の仮契約の締結

(3) 応募手続き等

1) 実施方針等に関する説明会

本事業への民間事業者の参入促進のため、以下のとおり、実施方針等に関する説明会を開催する。参加希望者は、参加申込書（様式1）を平成22年11月9日（火）午後5時までに田原市教育委員会教育部教育総務課へ提出すること（提出方法の詳細は様式1を参照すること。）。なお、説明会への参加者は、1社当たり2名までとする。

[説明会]

開催日時 平成22年11月11日（木）午後2時から（受付開始：午後1時30分から）

開催場所 田原市役所南庁舎6階講堂

2) 実施方針等に関する質問受付、回答公表

平成22年11月11日（木）から11月15日（月）までの間、田原市教育委員会教育部教育総務課において、実施方針等に関する質問を電子メールにて受け付ける。なお、本事業のPFIに係る内容以外の質問に関しては回答しない場合がある。

質問の提出方法、書式等については、様式2を参照すること。質問に対する回答は、質問者をはじめとした民間事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成22年11月30日（火）までに市ホームページにおいて公表する。

3) 実施方針等に関する意見の受付等

民間事業者等の創意工夫を活用して事業を実施することを目的とし、平成22年11月11日（木）から11月15日（月）までの間、田原市教育委員会教育部教育総務課において、実施方針等に対する意見を電子メールにて受け付ける。

意見の提出方法、書式等については、様式3を参照すること。

なお、市は、提出された意見に関して、承諾を得たものについては市ホームページにより公開するが、個別に回答は行わないものとする。また、民間事業者等から提出のあった意見のうち、市が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

4) 実施方針等の変更

実施方針等の公表後における民間事業者等の意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針等の内容を見直し、変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、市ホームページにより速やかに公表し、その変更の内容が重要でスケジュールに影響を及ぼす場合には、変更後のスケジュールも示す。

5) 特定事業の選定

市は、実施方針等に対する民間事業者等からの意見を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することの適否を評価し、PFI事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表する。

6) 募集要項等の公表・交付

市は、実施方針等に対する民間事業者等からの質問・意見等を踏まえ、募集要項等を市ホームページにおいて公表・交付する。

7) 配膳室の現地確認調査

希望者を対象に、受入先となる配膳室の現地確認調査の実施を可能とする。実施方法の詳細については、募集要項等において示す。

8) 募集要項等に関する質問受付、回答公表

募集要項等に記載されている内容について質問を受け付けるものとする。

その質問に対する回答は、資格審査通過者をはじめとした民間事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き市ホームページにおいて公表する。なお、質問の提出及び回答の公表方法については、募集要項等において示す。

9) 参加表明の受付（資格審査書類の受付）、資格審査結果の通知

本事業の応募者から参加表明書及び資格審査に必要な書類を受け付け、資格審査を行い、審査結果は、応募者に通知する。なお、参加表明書の提出方法、時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、募集要項等において示す。また、資格審査を通過しなかった応募者は、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

その後、資格審査通過者から、質問を受け付けることがある。

10) 事業提案書の受付

資格審査通過者に対し、募集要項等に基づき提案価格及び本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。なお、事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等については、募集要項等において示す。

また、契約保証金は、田原市財務規則（昭和41年田原町規則第1号）第127条のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 応募者の参加資格要件

1) 応募者の構成等

- ① 応募者は、設計業務にあたる者（以下「設計企業」という。）、工事監理業務にあたる者（以下「工事監理企業」という。）、建設業務にあたる者（以下「建設企業」という。）、維持管理業務にあたる者（以下「維持管理企業」という。）及び運営業務のうち、調理業務にあたる者（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、必要に応じてその他の者（以下「その他企業」という。）を含むことができることとする。
- ② 複数の業務を同一の企業が兼ねることは可能とする。ただし、工事監理企業と建設企業については、兼務することはできない。また、相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。
- ③ 一応募者の構成員又は協力会社は、他の応募者の構成員又は協力会社になることはできない。また、一応募者の構成員又は協力会社のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募者の構成員となることはできない。ただし、市が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった応募グループの構成員又は協力会社が、選定事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

- ④ 設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業は、市が募集要項等において提示する当該業務の一部を第三者に委託することができる。
- ⑤ その他企業は、建設業務のうち「調理設備調達・搬入設置業務」「食器食缶等調達業務」、維持管理業務のうち「調理設備保守管理業務」「食器食缶保守管理業務」等を担当することができる。

2) 応募者の資格要件等

応募グループで申し込む場合には、参加表明書提出時に代表企業（田原市財務規則による競争入札参加有資格者名簿に登録されている者とする。）の名称を明記し、必ず当該代表企業が応募手続きを行わなければならない。

応募に当たっては、応募グループは当該応募グループの構成員及び協力会社の名称及び携わる業務を、それぞれ参加表明書に明記しなければならない。

3) 応募各社の資格要件

応募各社は、それぞれ次に掲げる資格要件を満たすこと。

また、設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業は、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとするが、複数の企業の場合であっても、すべての者が以下の資格要件を満たしていること。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合は、主たる業務を担う少なくとも1社がその要件を満たすこと。

ただし、建設企業においては、1つの企業が以下の資格要件のすべてを満たし、他の企業は以下の資格要件の複数を満たしていること。

- ① 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ② 設計企業及び工事監理企業は、以下の要件を満たしていること。
 - (ア) 田原市財務規則による競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
 - (イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - (ウ) 平成12年4月1日以降、公募日の前日までに、公共施設（PFI法第2条に規定されるもののうち、公用施設及び公益的施設）の設計完了実績（元請けとして完成・引渡しが完了した実績）を有していること。
- ③ 建設企業は、以下の要件を満たしていること。
 - (ア) 田原市財務規則による競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
 - (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
 - (ウ) 市の競争入札参加資格審査申請書に添付して提出した経営事項審査結果通知書において建築一式工事の総合評点が801点以上であること。

(エ) 平成12年4月1日以降、公募日の前日までに、公共施設の施工実績（元請けとして完成・引渡しが完了した実績）を有しておること。なお、共同企業体としての施工実績の場合は、代表構成員としての実績に限る。

④ 維持管理企業は、田原市財務規則による競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。

⑤ 運営企業は、以下の要件を満たしていること。

(ア) 田原市財務規則による競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。

(イ) 学校給食施設又は集団調理施設（同一メニューを1回1,500食以上又は1日3,000食以上を提供する調理施設）等における調理業務の実績及び運営能力を有していること。

4) 構成企業の制限

応募各社は、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の要件を満たすこと。満たさない者は、応募者の構成員及び協力会社になれないものとする。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

② 公募の日から事業提案書提出までの間に田原市工事請負契約等に係る指名停止措置要領（平成19年2月1日施行）に基づく指名停止を受けていないこと。

③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更正手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

⑤ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第107条によりなお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法施行による改正前の商法（明治32年法律第48号）の規定による整理開始の申立てがなされている者又は整理開始を命じられている者（同法に基づく会社の整理終結の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

⑥ 優先交渉権者決定の日から事業契約締結の日までの期間において、優先交渉権者が「田原市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けている者でないこと

⑦ 市が本事業について、アドバイザー業務を委託している企業及び当該企業と本アドバイザー業務において提携関係にある企業（以下「アドバイザー業務に関与する者」という。）と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、本事業のアドバイザー業務に関与する者は、以下のとおりとする。

(ア) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

名古屋市中区錦3-20-27

(イ) 株式会社アール・アイ・エー

名古屋市中村区名駅南1-16-30

(ウ) 渥美総合法律事務所・外国法共同事業

東京都千代田区内幸町2-2-2

注)「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又は企業の出資の総額の100分の50を超える出資をしているものをいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

⑧ 本事業の審査委員会の委員が属する法人その他の団体でないこと。

5) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日を基準として行う。ただし、応募各社が、参加資格確認後、優先交渉権者決定前までに、上記要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

6) 応募者の構成員等の変更

参加表明書により参加の意思を表明した応募グループの構成員及び協力会社の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事象が生じた場合は市と協議を行うこととする。協議の結果、市が妥当と判断した場合は、事業提案書提出の時より以前であった場合に限り、代表企業を除く応募グループの構成員及び協力会社について参加資格の確認を受けた上で、変更することができるものとする。

また、事業提案書の提出以降、契約締結までの期間における代表企業以外の構成員及び協力会社の変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合に限り認めるものとする。

(5) 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

1) 審査に関する基本的な考え方

審査委員会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び参加者から提出された事業提案書の審査を行う。審査委員会の意見を受けて市が定める事業者選定基準は、募集要項等において示す。

また、市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。なお、市又は審査委員会が必要であると判断した場合は、参加者に対してヒアリングを行うことがある。

2) 審査委員会の設置

市が設置した審査委員会は、以下の5名の委員により構成される。

委員長 奥野 信宏 (中京大学総合政策学部教授)

副委員長	松本	博	(豊橋技術科学大学教授)
委員	黒柳	令子	(愛知学泉大学講師・管理栄養士)
委員	林	勇夫	(田原市副市長)
委員	眞木	猛	(田原市教育部長)

なお、応募各社が、優先交渉権者決定前までに、審査委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合、応募者は失格とする。

3) 審査手順

審査は、資格審査と提案審査の2段階にて実施する。

提案審査では、提案価格のみならず、事業全体の基本的考え方、事業計画、資金計画、施設整備計画、維持管理・運営計画等の事業提案を審査委員会が総合的に評価する。各審査の主な視点は以下のとおりである。

① 資格審査

参加表明書とあわせて提出された資格審査書類をもとに、市は募集要項等で示した参加要件及び資格等の要件等についての確認審査を行う。資格審査通過者は、事業提案書を提出することとなる。

なお、提案様式等の詳細については、募集要項等において示す。

② 提案審査

(ア) 基礎審査

市及び審査委員会において、応募者により提出された事業提案書について、基礎審査項目を充足していることを確認する。

事業提案書に記載された提案価格が市の見込額の範囲内にあることの確認を行う。市の見込額の範囲内にあることが確認された応募者は、基礎的事項の確認対象とし、範囲外の応募者は失格とする。

事業提案書に記載されている内容が、募集要項等に記載している事項をはじめ、本事業の基本的条件及び要求水準を充足していることについて確認する。その結果、その要件に適合していない場合は、応募者に確認の上、失格とする。

なお、基礎審査項目の詳細については、募集要項等において示す。

(イ) 総合評価

審査委員会は、基礎審査を通過した応募者の提案内容を評価し、最も優秀な提案を行った者を優秀提案者として選定する。

なお、審査基準等の詳細については、事業者選定基準として募集要項等において示す。ただし、参加者が多数になると見込まれる場合は、提案審査を多段階により実施することがある。

4) 優先交渉権者の決定・公表

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定し、その結果を応募者に通知するとともに公表する。

5) 事業者の選定

市と優先交渉権者は、募集要項等に基づき契約手続きを行い、事業契約の締結により、優先交渉権者を本事業の事業者として選定する。ただし、優先交渉権者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。

6) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、応募者あるいは資格審査通過者が無い、あるいは、いずれの応募者の提案によっても市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、最終的に事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことがあり、この場合、その旨を速やかに市ホームページ等で公表する。

(6) 契約に関する基本的な考え方

1) 基本協定の締結

市と優先交渉権者の全構成員は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、優先交渉権者の各構成員の本事業における役割に関する事項及び特別目的会社の設立に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

2) 特別目的会社の設立等

- ① 優先交渉権者は、本事業の実施のみを目的とする特別目的会社を仮契約（内容は、3) 事業契約の締結を参照のこと。）締結前までに田原市内に設立するものとする。
- ② 特別目的会社は、会社法（平成17年法律第86号）に定める資本金1,000万円以上の非公開会社（株式会社のうち公開会社（その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社）でないもの）であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社とする。
- ③ 特別目的会社は、市が認める場合を除き、本事業以外の事業を実施できないものとする。
- ④ 応募グループの構成員の全ては、特別目的会社に対して出資するものとし、出資者は構成員のみとする。なお、特別目的会社への出資者は、構成員以外の第三者からの出資を認めないものとする。
- ⑤ 特別目的会社に対して出資する者は、事業契約が終了するまでは特別目的会社

の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならないものとする。

3) 事業契約の締結

市は、基本協定締結後、事業者と本事業の契約に関する協議を行い、仮契約を締結し、議会の議決を経た後に事業契約を締結するものとする。事業契約は、本件整備・運營業務を包括的かつ詳細に規定し、平成41年3月末日までの契約とする予定である。

なお、詳細については募集要項等において公表する。

(7) 提案書類の取扱い

1) 提案書類の取扱い

参加者より提出を受けた提案書類は、返却しないものとする。

2) 著作権等

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、提案書作成者に帰属する。なお、市は、本事業においての公表時及びその他市が必要と認める場合には、応募者の承諾があるときに限り、事業提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。

また、応募者が提出した事業提案書類は、情報公開請求の対象となり、公開・非公開の決定にあたって、市は応募者の意見を聴くものとする。

3) 特許権等

応募者が、本事業に関する提案内容に含まれる特許権等の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法及び運営方法等を使用した結果により生じた責任は、原則として応募者が負うものとする。

3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

(1) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、基本方針に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、事業に係る総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。事業者が担当する業務については、事業者責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

このリスク分担の考え方及びPFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（平成13年1月22日）などを踏まえ、予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として「資料2 リスク分担表」によるものとする。

なお、詳細事項については、実施方針等に対する質問及び意見の結果を踏まえ、事業契約書（案）として募集要項等において示す。

(2) 要求する性能等

事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、施設の機能が十分発揮できるように本件整備・運営業務を行うものとする。

なお、実施方針等に関する質問及び意見の結果を踏まえ、本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、募集要項等において示す。

(3) 事業者の責任の履行の確保に関する事項

1) 事業者の責任の履行について

事業者は、事業契約書に従って責任を履行すること。

2) 契約保証金の納付等

事業契約の締結にあたっては、建設工事の履行を確保するために、履行保証保険付保等による建設期間中の履行保証を行うことを想定している。

なお、詳細については募集要項等において示す。

(4) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

1) モニタリングの目的

市は、事業契約書に定める要求水準の達成状況や事業者が提供するサービス内容や財務状況を把握する為に、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。

モニタリングの実施にあたっての具体的な時期及び方法に関しては、募集要項等において提示し、事業契約書に規定するものとするが、詳細な実施方法については、事業契約締結後に市と事業者とが協議を行い決定するものとする。

2) モニタリングの実施時期及び概要

① 設計時

市は、事業者によって行われた設計が、事業提案書及び要求水準に適合するものであるか否かについて、設計完了時に市に対して提出される設計図書の確認を行う。

② 工事施工時

市は、①のモニタリング実施後、工事施工前までに事業契約書に定める工事の実施に必要な要件を充足しているか否かについて確認を行う。

さらに、市は、事業者が設置する工事監理者から定期的に報告を受け、工事施工及び工事監理の状況について確認を行うとともに、本施設及び配膳室等が設計図書に従い建設されていることを確認するため、建設期間中、必要な事項に係る中間確認を行う。

③ 工事完成、施設引渡時

市は、事業者から提出される施工記録及び完成検査結果の報告を受け、施設の状態が事業契約書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて、現場で確認を行う。

④ 開業準備期間、維持管理・運営期間

市は、開業準備期間及び維持管理・運営開始後において、要求水準どおり維持管理・運営業務が遂行されているか、随時及び定期的に業務の実施状況を確認する。

⑤ 財務状況（事業期間）

市は、事業期間中において毎年度、事業者より公認会計士等による監査を経た財務の状況について報告書の提出を求め、財務状況に関する確認を行う。

3) モニタリングの費用の負担

市が実施するモニタリングに係る費用は、市が負担するものとする。事業者は、市が実施するモニタリングに関する人的経費等については自らの負担により市に協力するものとする。

4) モニタリング結果に対する措置

モニタリングの結果、事業者の実施する業務内容が、事業契約書に定める要求水準を満たしていないと判断した場合、市は、事業契約書に定める規定に従い、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができることとする。

市が改善勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告対象となった事項が改善されない場合、市は、事業者に対しサービス購入料の減額及びその他の措置を講ずる。さらに改善されない場合、市が事業契約を解除することもありうる。

改善勧告やサービス購入料の減額等のモニタリングに係る詳細な手続き等については募集要項等において示す。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地に関する事項

- 1) 事業用地 田原市赤羽根町東山60番他
(旧愛知県立成章高等学校赤羽根校舎グラウンド及びテニスコート部分)
- 2) 敷地面積 約14,000㎡
- 3) 用途地域 指定なし(市街化調整区域)
- 4) 建ぺい率 60%
- 5) 容積率 200%

(2) 施設要件に関する事項

1) 基本的考え方

施設・設備等は、衛生的かつ機能的なものとし、ドライシステムを導入した汚染、非汚染区域が明確となる配置の中で、HACCPの概念を取り入れ、文部科学省が示す学校給食衛生管理基準及び大量調理施設衛生管理マニュアル等に基づいた確実な衛生管理に対応した施設・設備等を想定している。

2) 施設機能

1日当たり9,000食の供給能力のある施設を整備するための諸室等及び施設・設備等に要求する機能水準については、要求水準書に記載する。

3) 新給食センターに必要な要素

「魅力ある給食センター」の実現のため、必要な要素として市では次のものを考えている。

- ・食育の推進(見学会、試食会、料理教室等)
- ・地元食材の利用推進(地産地消)
- ・品数の増加を含む質の向上
- ・多彩な給食の提供(バイキング給食・セレクト給食・一流シェフ監修給食の実施等)
- ・炊きたてご飯等温かい給食の提供
- ・環境への配慮
- ・働きやすい職場環境

(3) 土地に関する事項

市は、本事業の実施にあたり特定事業の用に供するために、原則として事業契約締結後から本施設の引渡し(平成26年3月予定)までの間、事業者との間で土地使用貸借契約を締結し、これに基づいて市有地である事業用地を事業者は無償貸付することを予定している。なお、土地使用貸借契約は、議会の議決を経て締結することとなる。

5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとする。

(2) 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約書の規定に従い以下の措置をとるものとする。

1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが事業契約に規定する要求水準を満たさない場合、その他事業契約書に規定する事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対し、一定期間に改善を図るように勧告し、改善方策の提出・実施を求めることができるものとする。また、このような勧告にもかかわらず改善が認められない場合、市は、事業契約を解除することができるものとする。

この場合、事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業契約書に規定する市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

この場合、市は事業者が生じた損害を賠償するものとする。

3) その他事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力等、その他市及び事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

(3) 金融機関と市との協議

市は、事業の継続性を確保する目的で、事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関と直接協定（ダイレクトアグリーメント）を締結する場合がある。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等を想定していない。

ただし、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、事業契約書の定めに従い、市と事業者で協議を行うものとする。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

1) 建設段階における施設整備費の一部支払

市は、施設整備費に相当する対価の一部について、交付金及び合併特例債等により調達し、設計・建設期間終了後速やかに事業者を支払う予定である。

2) その他財政上及び金融上の支援

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（低利融資）の対象事業であり、事業者が当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、事業者は自らのリスクでその活用を行うこととし、市は同行からの調達の可否による条件変更は行わないものとする。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 情報公開及び情報提供

市は、本事業に関する情報提供を、市ホームページを通じて適宜行う。

(2) 議会の議決

1) 債務負担行為の設定

市は、債務負担行為の設定に関する議案を平成23年3月定例会に上程する予定である。

2) 事業契約の締結等

市は、事業者との契約内容の合意後、仮契約を締結し、市が当事者となる事業契約の締結に関する議案を平成23年12月定例会に上程し、議決を経た上で事業契約を締結する予定である。

3) 土地使用貸借契約の締結

市は、土地使用貸借契約に関する議案を定例会に上程し、議決を経た上で土地使用貸借契約を締結する予定である。

(3) 応募に伴う費用の負担

本事業への応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(4) 問合せ先

田原市教育委員会教育部教育総務課

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

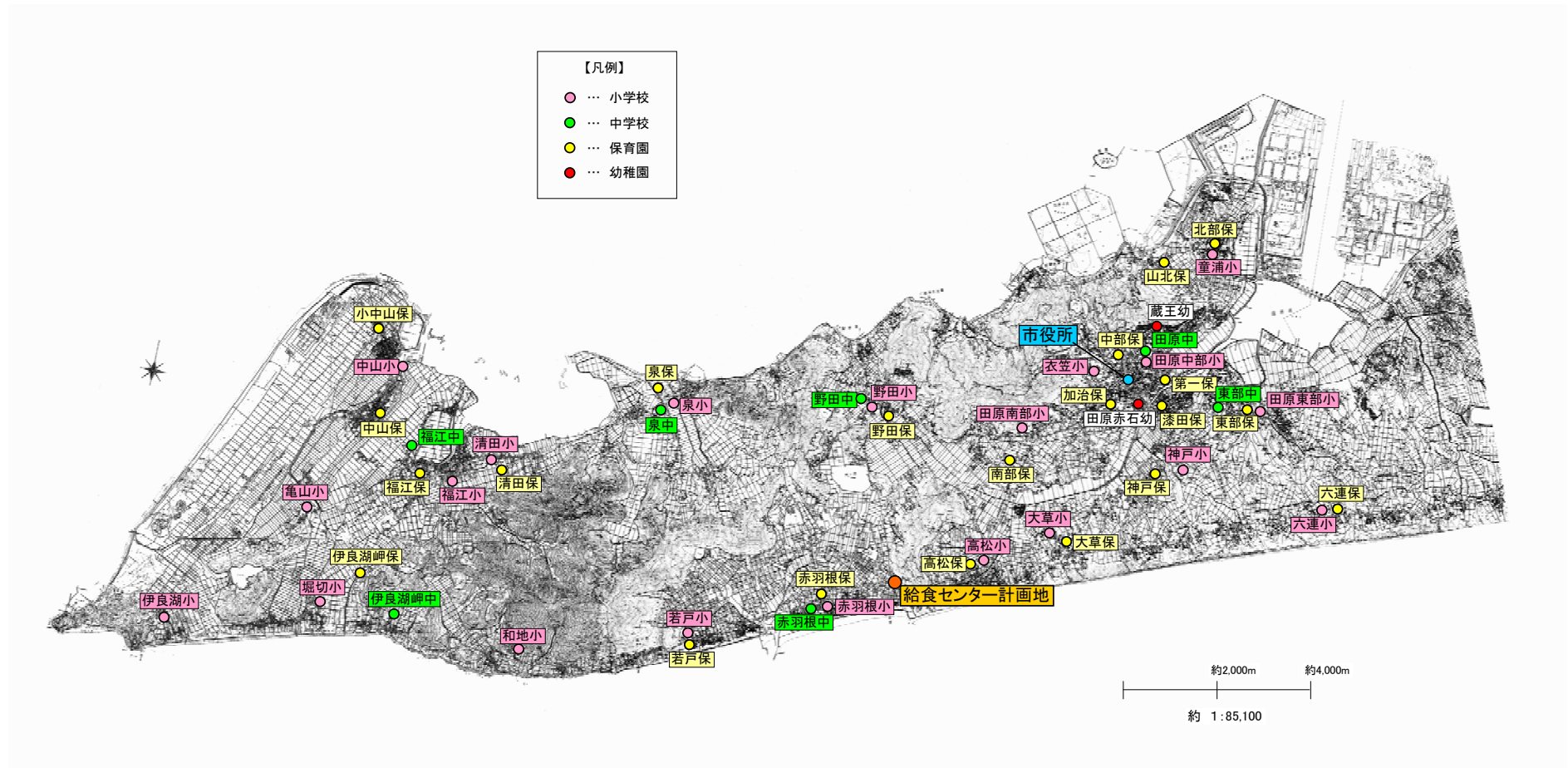
電 話 : 0531-23-3530

メールアドレス : k-pfi @city.tahara.aichi.jp

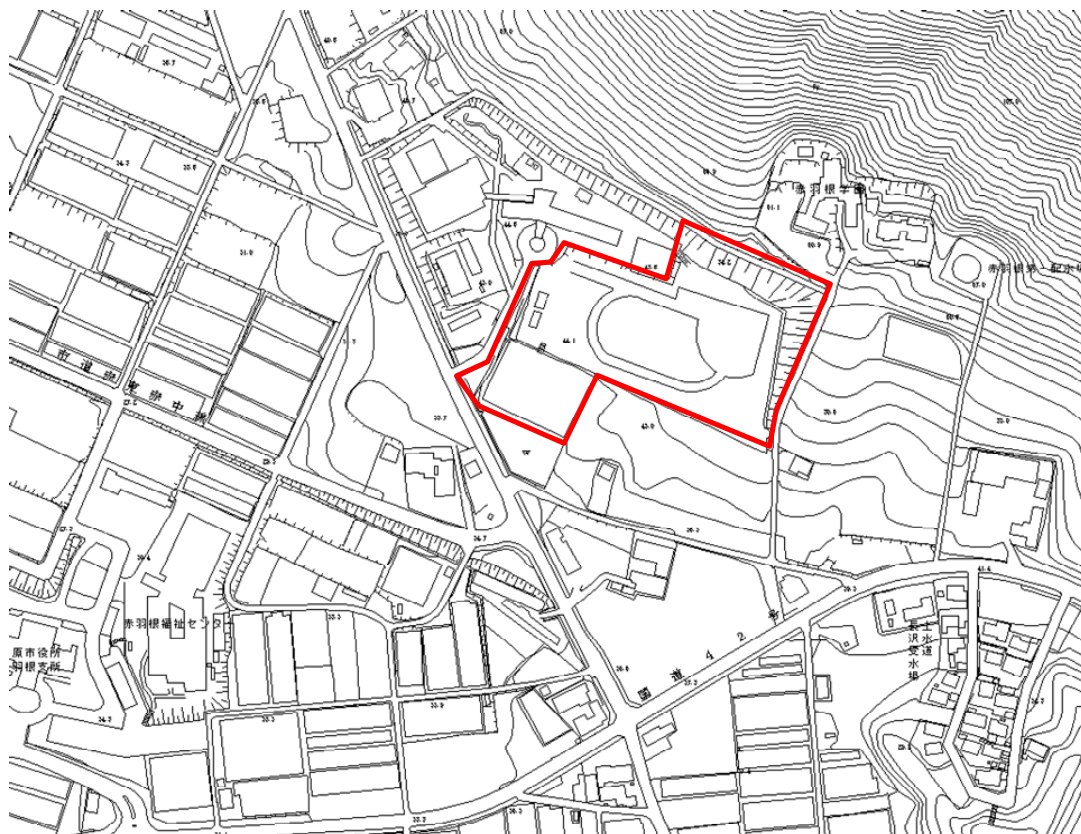
市ホームページ : <http://www.city.tahara.aichi.jp/>

資料1 事業用地

■ 広域図



■敷地図



■航空写真



資料2 リスク分担表

1. 共通事項

リスク項目		リスクの内容		分 担		備 考
				市	事業者	
社会リスク	周辺住民等への対応	1	本施設の設置に対する周辺住民等の反対運動、要望による計画遅延、条件変更、事業停止、費用の増大等に関するもの	○		
		2	事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の対応に関するもの		○	
	第三者賠償	3	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等		○	
		4	市の責めに帰すべき事由による第三者の賠償に関するもの	○		
	環境保全	5	事業用地から環境保全すべきものが発見された場合	○		
		6	事業者が実施する業務に起因する、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合に関するもの		○	
制度関連リスク	政治・行政	7	契約に関して議会の承認が得られない場合 ※1	○	○	
		8	市の政策の変更（本事業に直接影響を及ぼすもの）	○		
	法制度（条例、税制度含）	9	本事業に直接の影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	○		
		10	上記以外の法制度の新設・変更に関するもの		○	
	許認可取得	11	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○	
マーケットリスク	資金調達	12	本事業に必要な資金の確保に関するもの		○	市の負担分を除く
	金利変動	13	事業契約締結から最初の基準金利決定日まで（設計・建設期間）の金利変動による事業者の経費増減によるもの	○		
		14	基準金利決定日以降（維持管理・運営期間）の金利変動による事業者の経費増減によるもの	○	○	維持管理・運営期間11年目に改定
	物価変動	15	急激な物価変動（インフレ・デフレ）にともなう事業者の経費（サービス購入料相当分）の増減によるもの	○		設計・建設期間を除く（設計・建設期間には事業者負担）
		16	上記以外の範囲内の物価変動に伴う事業者の経費の増減によるもの		○	
不可抗力リスク	不可抗力	17	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう）に伴い、設計及び工期の変更、事業の延期、中断若しくは契約解除等の原因となりうるもの	○	△	
債務不履行リスク		18	事業者の事業放棄、事業破綻によるもの、事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等		○	
		19	市の債務不履行、支払遅延、当該事業が不要になった場合等	○		

※1 事由の如何を問わず市及び事業者は自らに発生する費用を負担する。

2. 計画・設計段階

リスク項目		リスクの内容		分 担		備 考
				市	事業者	
設計リスク	設計	20	市の提示条件、指示の不備、市の要求に基づいた変更によるもの（事業者の事由による場合を除く）	○		
		21	事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの		○	
	測量、調査	22	地中障害物のために必要となった費用の負担及び工期の延長に関するもの	○		
		23	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○	
	建設着工遅延	24	市の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○		
		25	事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○	

3. 建設段階

リスク項目		リスクの内容		分 担		備 考
				市	事業者	
建設リスク	用地	26	地中障害物その他予見できない事項に関するもの	○		
	工事監理	27	工事監理に関するもの		○	
	工事費増加	28	市の提示条件の不備及び指示による工事工程や工事方法の変更、工事費の増大に関するもの	○		
		29	事業者の事由による工事費の増大に関するもの		○	
	工事遅延 (供用開始遅延)	30	着工後における市からの指示等、市の事由による工事の遅延（供用開始遅延）に関するもの	○		
		31	事業者の事由による工事の遅延（供用開始遅延）に関するもの		○	
	開業準備	32	開業準備の結果、契約で規定した要求性能が不適合となった場合		○	
	備品等調達	33	備品等の調達に関するもの		○	

4. 維持管理・運営段階

リスク項目		リスクの内容		分 担		備 考
				市	事業者	
維持管理・運営リスク	計画変更	34	市の事由による事業内容、用途の変更に関するもの	○		
	維持管理・運営費用	35	事業者の事由による維持管理・運営費用の増減に関するもの		○	
	施設瑕疵	36	事業期間中に施設の瑕疵が見つかった場合		○	
	施設・設備損傷	37	施設設計・施工に起因するもの		○	
		38	施設・設備の老朽化、劣化に起因するもの		○	
		39	維持管理・運営不備に起因するもの		○	
		40	警備不備等による第三者の行為に起因するもの		○	
	修繕費変動	41	修繕費が事業者の予測と異なることにより発生する費用の増減に関するもの（大規模修繕は除く。）		○	
	備品更新	42	備品の損傷や更新に伴う費用負担に関するもの		○	
	需要の変動	43	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の責めによる需要の変動	○		
		44	児童・生徒数の変動による需要の変動 ※2	△	○	
		45	食べ残し等による残滓の変動 (市作成の献立による影響を含む。)	△	○	
	調理事故・異物混入等	46	検収時における調達食材の異常 (検収後に明らかになったものを含む。)	○		
		47	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○		
		48	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○	
		49	調理時における加熱等が不十分であることに起因する調達食材の異常		○	
		50	調理、配送業務における異物混入等		○	
		51	配送以降、児童生徒に給食が供される間における異物混入等	○		

リスク項目		リスクの内容		分 担		備 考
				市	事業者	
維持管理・運営リスク	配送等の遅延	52	配送の遅延による（給食が提供できない等）問題の発生		○	
		53	配膳の遅延による問題の発生	○		
	アレルギー対応	54	アレルギー児童生徒の情報収集不備、食材調達時の誤り等による発症・突発的な発症（事前の把握が困難なアレルギー物質による）	○		
		55	調理段階における禁忌物質の混入による発症、配送先の誤り等事業者の事由による誤食での発症		○	
		56	収集した情報の伝達不完全（送付遅れ・紛失等）による発症、アレルギー児童生徒の個人情報の流出	帰責事由による		
	情報流出	57	情報セキュリティ体制の不備に関するもの		○	
		58	市の事由による情報流出に関するもの	○		
	残滓処理費変動	59	市の指示による残滓処理方法の変更によるもの	○		
		60	法制度の改定によるもの	○		
	運搬費変動	61	配送校の変更による運搬費の変動 ※3	○	△	
		62	燃料費の変動による運搬費の変動 ※4	○	△	
		63	交通事情の悪化等による運搬費の増大		○	

※2 本市は、事業期間にわたって一定の給食対象者の下限を保証する。

※3 市と事業者で協議

※4 一定範囲の変動は事業者、それ以上の変動は市。

5. 契約終了段階

リスク項目		リスクの内容		分 担		備 考
				市	事業者	
施設退去・移管手続	64	契約終了に当たり本施設からの退去により発生する費用に関するもの及び事業終了後に事業者から市へ運営移管するための費用に関するもの			○	
性能確保	65	事業期間終了後における施設の性能確保に関すること			○	